

〔續日本紀光仁三十二〕寶龜三年五月丁未、廢皇太子他戶王爲庶人、詔曰、天皇御命眞麻宣御命乎、百官人等天下百姓衆聞食倍止宣、今皇太子止定賜流他戶王、其母井上内親王乃、魘魅大逆之事一二遍能仁不在、遍麻年發覺奴、其高御座天之日嗣座波非吾一人之私座止奈所思行須、故是以天之日嗣止定賜比儲賜流部皇太子位仁、謀反大逆人之子乎治賜部例、卿等百官人等天下百姓能念眞麻耻志賀多自氣奈志、加以後世乃平久安長久全久可在俊政毛不在止神奈賀所念行仁依而奈他戶王乎皇太子之位停賜比却賜布止宣、天皇御命乎衆聞食倍止宣、

〔續日本紀光仁三十三〕寶龜六年四月己丑、井上内親王、他戶王並卒、

〔類聚國史七十九〕延曆廿二年正月壬戌、外從五位下槻本公奈氏麻呂授從五位上、弟正七位上豐人、

庶人〇他居東宮、暴虐尤甚、與帝〇桓不穆、遇之無禮、老竭心奉帝、陰有輔翼之志、庶人及母廢后〇井親聞老爲帝所昵、甚怒、喚之、切責者數矣、及后有巫蠱之事、老按驗其獄、多發奸狀、以此母子共廢、社稷

以寧、帝追思其情、故有此授、

〔水鏡光仁〕この后〇井上御年五十六になり給ひき、此御腹の他戸の親王は、御門の第四の御子にて、御年などもいまだいとけなくおはしまして、ことしは十二にぞなり給ひしかども、此後の御はらにておはせしかば、兄たちを置たてまつりて、こぞの正月に東宮に立給ひしぞかし、  
〇中略 百川此ほどの事どもをうかひ見るに、后まじわざをして、御井にいれさせ給ひき、みかどをどくうしなひたてまつりて、我御子の東宮を位につけたてまつらむといふ事どもなり、其井にいりたる物のある人とりて、宮のうちにもてあつかひしかば、此事みな人まりにき、  
〇中略 百川此ことをきいて、あさましく侍る事なり、后をまじし縫殿の寮に渡したてまつりて、こらしめたてまつらん、又東宮もあしき御心のみおはず、世のためいと不便に侍ると申し